

令和元年度 豊浦町中期財政計画

～財政見通しと今後の対応策～

(令和2年度から令和6年度)

豊浦町

令和元年11月

目次

I	財政計画の意義・目的	1
1	財政計画策定の意義	1
2	財政計画策定の目的	1
II	計画策定の基本的な考え方	2
1	計画期間	2
2	会計単位	2
3	計画の見直し	2
4	歳入・歳出の試算方法	2
III	本町の財政状況について	3
1	主な歳入の状況	3
2	主な歳出の状況	4
3	基金の状況	7
4	町債残高の状況	8
5	主要な財政指標等の状況	9
IV	財政見通し	1 1
1	推計方法	1 1
2	財政見通し	1 4
3	財政見通しの概要と課題	1 7
V	財政見通しの課題等に係る対応策	1 9
1	財政構造の弾力性の確保	1 9
2	財政運営の安定性・継続性の確保	2 1

I 財政計画の意義・目的

1 財政計画策定の意義

令和元年10月公表の月例経済報告（内閣府）によれば、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかな回復している」とされている。

我が国経済の先行きも、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が期待されるものの、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れ等のさまざまな経済の下押しリスクがあることから、海外経済等の動向に留意する必要がある。

また、国及び地方公共団体の長期債務残高は年々増加傾向にあり、令和元年度末には1,122兆円と対GDPの2倍に迫る見込みであり、大きな課題となっている。

このような中、本町の財政状況も町税収入の大幅な増加は見込めないことや、少子高齢化に対する経費の増加等により引き続き財政が硬直化するなど、厳しい財政運営となっている。

町政運営においては、町民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに継続的かつ安定的に行政サービスを提供していくことが求められるが、そのためには、財政状況を的確にとらえた健全な財政運営が必要不可欠である。

これらのことから、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するために中長期的な視点に立った財政計画を策定することとする。

2 財政計画策定の目的

財政計画は、必要なサービスを必要な人に提供するための財源の裏付けとするとともに、健全な財政運営を堅持するための指針の一環として策定する。

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全性を確保するための方策（目標等）を明らかにする。
- (2) 総合計画及び総合戦略に掲げられている施策・事業を実施していくうえでの財源的な裏付けとする。
- (3) 町民・職員等に対する財政状況の提供手段の一環として位置付ける。

Ⅱ 計画策定の基本的な考え方

1 計画期間

計画策定期間は、現下の流動的な社会状況等から中期計画とし、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

2 会計単位

財政計画策定の会計単位は一般会計とする。

3 計画の見直し

計画の見直しは、毎年度、情勢の変化等を踏まえて修正し、当該年度以降5年間の計画を策定する。なお、策定期間は、前年度の決算状況や実施計画の査定・予算編成方針等にあわせ、関係部署と調整のうえ策定する。

4 歳入・歳出の試算方法

歳入は、予算科目別によりそれぞれの算定方法に基づいて試算する。歳出は、性質別又は目的別の選択肢があるが、財政計画の目的及び他団体の策定状況等から性質別の体系で策定する。

Ⅲ 本町の財政状況について

1 主な歳入の状況

(1) 町税の状況

歳入の根幹である町税収入は、平成30年度決算では、前年度比 2.8%の減、11,254千円の減額となった。

減少の主な要因は、漁師の所得金額の減額などによる。

(2) 地方交付税の状況

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための制度で、地方の固有財源であるとされている。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2つの種類がある。

平成30年度決算では、地方消費税交付金の増等を背景に基準財政収入額が増加したことで補正係数及び単位費用の減少により普通交付税が90,745千円減額となり、特別交付税は北海道胆振東部地震等における災害関連経費の増額はあったが2,755千円の減少となった。

これにより地方交付税全体では、前年度比 4.1%の減（93,500千円減額）となった。

(3) 町債の状況

町債は、地方公共団体が道路などのインフラ整備等のように将来長い間にわたって効果を生じるものがあり、そのような施設を整備するにあたって現在の住民だけが一切の経費の負担を負うのは不合理であることから、あえて将来の人にも負担させるような方法で資金調達する制度であり、その返済が一会計年度を超えて行われるものである。

本町では、道路・橋りょうの新設改良や施設整備等を行なう際の財源の一部として町債を活用している。

一方、普通交付税の一部を振替える臨時財政対策債など、国の政策等により発行する町債もある。

平成30年度では、バイオガスプラント整備事業、地域産業連携拠点施設整備事業などの大型事業施工により1,271,711千円借入を行い、前年比25.1%の増（255,175千円増額）となった。

2 主な歳出の状況

(1) 人件費

人件費は、議員等の報酬、特別職の給料等、一般職の給料、職員手当等、共済費などで構成されている。

平成30年度決算額は598,107千円（前年度比4.7%減）であり、減額要因は職員の定年退職及び新規採用等によるものとなっている。平成30年度の人件費は平成21年度と比較すると約21,192千円、3.7%の増加となっている。

(2) 扶助費

扶助費は、高齢者、児童、障害のある方への福祉サービス等に支出される経費である。

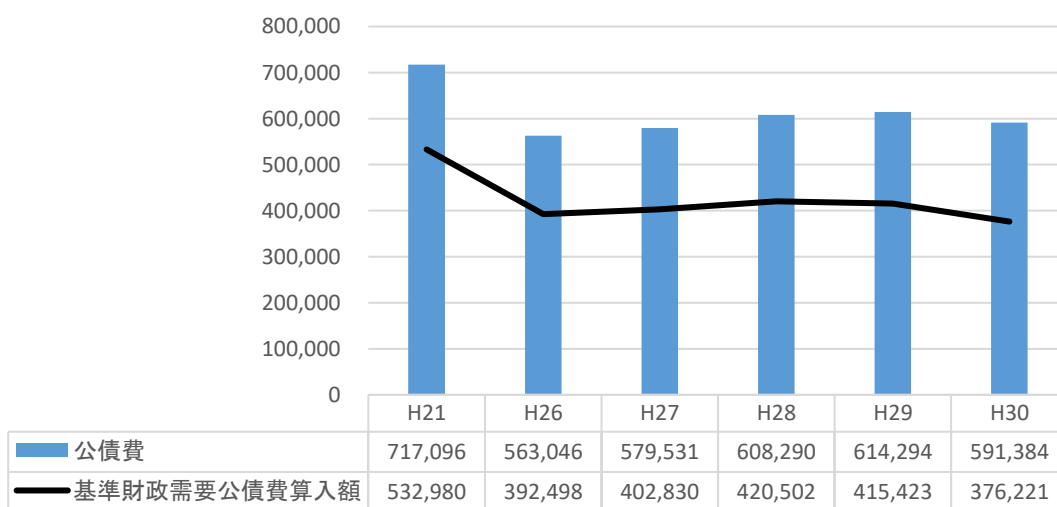
平成30年度決算額は300,697千円（前年度比12.1%減）であり、減額要因は臨時福祉給付金終了によるものとなっている。しかし、高齢化が進むことで年々増加傾向にあり、平成30年度の扶助費は、平成21年度と比較すると83,460千円、38.4%の増加となっている。

(3) 公債費

公債費は、借り入れた町債の元利償還金及び一時借入金の利子の合算額となっている。平成30年度決算額は591,384千円（前年度比3.7%減）である。

平成30年度の公債費は、平成21年度と比較すると125,712千円、17.5%の減少となっている。なお、これらの町債の償還の一部については、普通交付税基準財政需要額に算入されているものがある。

一般会計の公債費決算額と
普通交付税基準財政需要額算入額等の推移



(4) 投資的経費

投資的経費は、施設整備費等のストックとして将来に残るものに支出される経費で、事業の実施状況により年度ごとに大きく変化する。

平成30年度決算額は4,332,812千円（前年度比129.2%増）で、バイオガスプラント整備事業、地域産業連携拠点施設整備事業などの施工により、事業費は前年度に比べて増加している。

(5) 物件費

物件費は、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の需用費、役員費、委託料などの消費的性質の経費で構成されている。

平成30年度決算額は660,164千円（前年度比5.3%減）で、平成21年度の物件費と比較すると165,516千円、33.5%の増加となっている。

(6) 補助費等

補助費等は、各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等で構成されている。

平成30年度決算額は495,347千円（前年度比1.6%減）で、平成21年度の補助費等と比較すると12,609千円、2.5%の減額となっている。

(7) 繰出金

繰出金は、繰出し基準等に基づき一般会計から他の特別会計など異なる会計間において支出される経費である。

平成30年度決算額は806,507千円（前年度比5.6%減）で、減少要因は簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者保健事業特別会計への繰出金の減によるものとなっている。

平成21年度の繰出金と比較すると、66,533千円、9.0%の増加となっている。

年度別歳入・歳出決算額

【歳入決算額】

(単位：千円)

	平成21年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
町税	355,445	361,943	373,080	417,065	404,924	393,670
譲与税・交付金等	172,328	145,787	186,754	177,096	189,037	188,780
地方交付税等	2,336,092	2,314,548	2,390,055	2,399,898	2,294,828	2,201,478
国庫・道支出金	842,143	673,485	696,160	658,425	813,878	2,252,551
使用料・手数料等	171,723	176,677	193,442	193,574	178,339	213,294
繰入金	17,000	268,454	32,806	283,848	250,756	253,747
内財政調整基金	0	115,622	0	111,967	78,107	39,500
繰越金	13,616	6,071	2,565	2,652	14,142	17,785
町債	419,900	430,235	1,030,366	409,743	1,016,536	1,271,711
内臨時財政対策債	183,000	143,335	141,666	108,243	106,036	101,711
その他	77,711	102,794	136,803	153,640	539,307	1,150,405
歳入合計	4,405,958	4,479,994	5,042,031	4,695,941	5,701,747	7,943,421

【歳出決算額】

(単位：千円)

歳出	平成21年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	576,915	556,320	596,931	608,226	627,296	598,107
扶助費	217,237	341,845	333,614	337,054	341,957	300,697
公債費	717,096	563,159	579,622	608,290	614,294	591,384
義務的経費計	1,511,248	1,461,324	1,510,167	1,553,570	1,583,547	1,490,188
投資的経費	1,005,696	854,288	1,284,769	815,390	1,890,793	4,332,812
物件費	494,648	595,162	716,464	710,690	697,284	660,164
補助費等	372,700	424,242	518,703	556,515	503,287	495,347
繰出金	739,974	977,833	832,982	873,713	854,426	806,507
その他	109,524	127,747	143,426	135,871	118,248	124,014
歳出合計	4,233,790	4,440,596	5,006,511	4,645,749	5,647,585	7,909,032

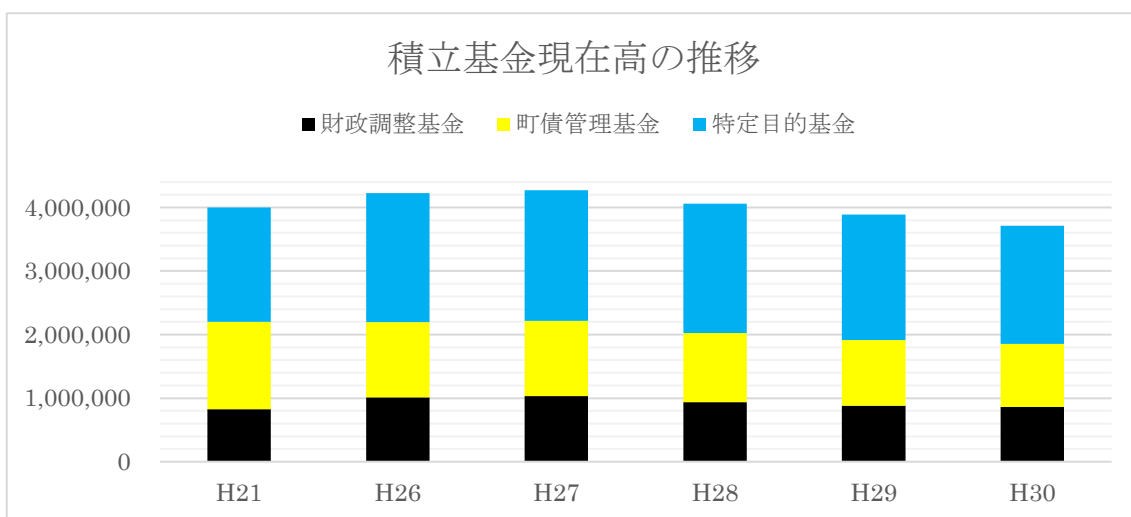
3 基金の状況

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産とされている。

また、基金は、①積立基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、②定額運用基金：特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの、と大きく2つに分類することができる。

積立基金のうち、財政調整基金については、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金として位置付けられている。

本町の財政調整基金の平成30年度末現在高は、859,149千円となっているものの、平成31年度当初予算における取崩し等により、平成31年度末残高は659,330千円まで減少する見込みである。今後は、税収の急激な落ち込みや災害等の不測の事態への備えとして年度末残高として500,000千円以上を常に確保していく必要がある。

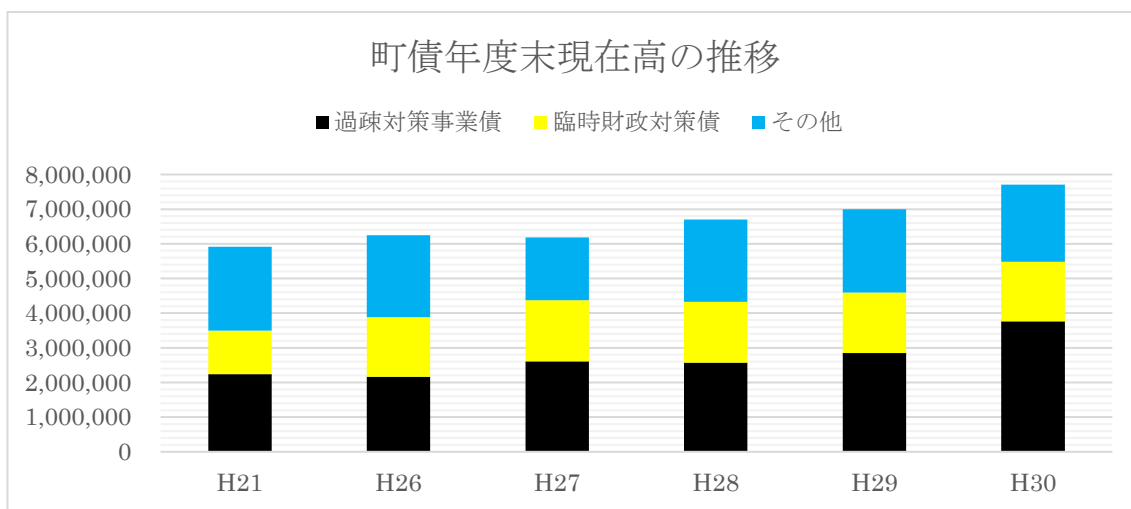


	H21	H26	H27	H28	H29	H30
財政調整基金	825,911	1,014,255	1,033,746	939,052	879,671	859,149
町債管理基金	1,376,600	1,182,543	1,183,479	1,084,075	1,034,494	994,980
特定目的基金	1,798,451	2,031,565	2,052,648	2,035,342	1,975,125	1,860,462
合計	4,000,962	4,228,363	4,269,873	4,058,469	3,889,290	3,714,591

4 町債残高の状況

大規模建設事業等の実施に係る財源や、普通交付税の一部を振替える臨時財政対策債などにより町債を発行しているが、現在高は平成30年度事業により増加傾向がピークにある。

平成30年度末の一般会計町債残高は、7,710,675千円（前年度比10.2%増）で、平成21年度末の町債残高と比較すると1,792,858千円、30.2%の増加となっている。



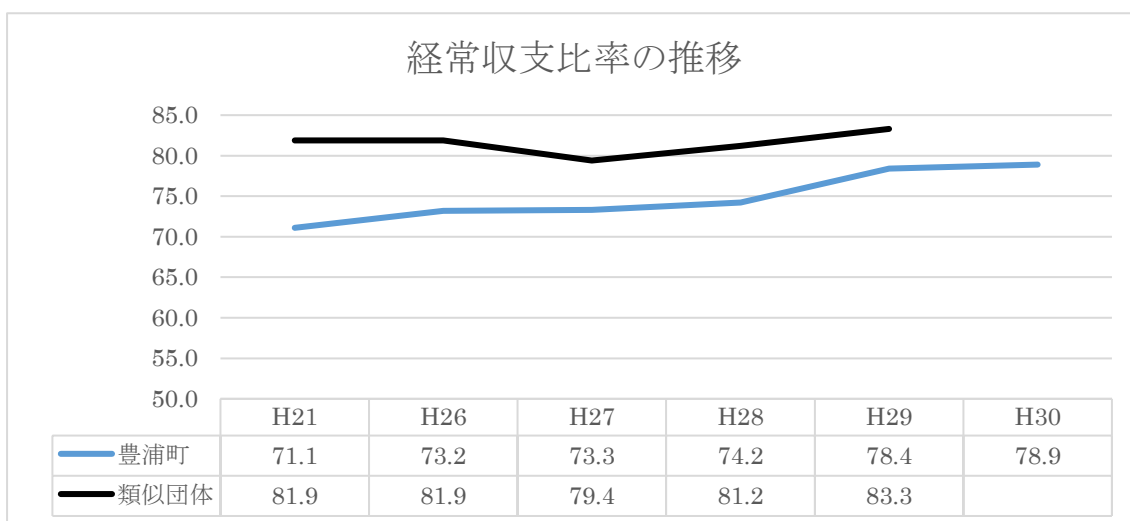
	H21	H26	H27	H28	H29	H30
過疎対策事業債	2,237,115	2,164,133	2,613,102	2,572,547	2,849,575	3,766,741
臨時財政対策債	1,256,730	1,720,303	1,760,118	1,756,276	1,740,573	1,711,231
その他町債	2,423,972	2,363,031	1,810,893	2,366,812	2,403,990	2,232,703
合計	5,917,817	6,247,467	6,184,113	6,695,635	6,547,363	7,710,675

5 主要な財政指標等の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられている。また、一般的にはこの比率は町村にあっては80%までが適正比率と言われ、80%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあるとされている。

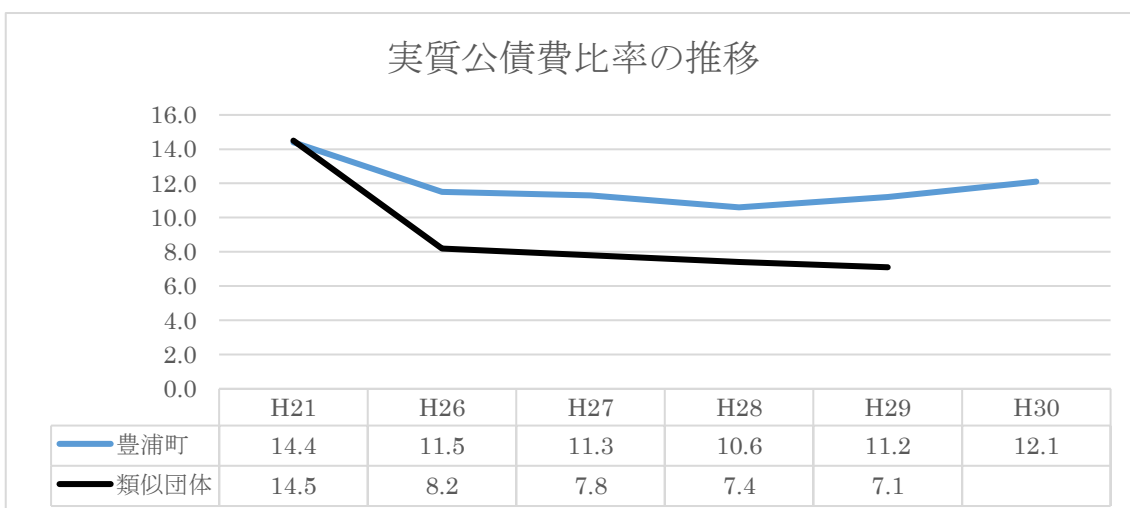
本町の平成30年度の経常収支比率は、78.9%（前年度比0.5ポイント増）となっている。



(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その財政規模に対する割合で表したものであり、公営企業による借入金の公債費も加味した実質的な財政の不健全性を示す指標であり、当比率が18%以上になると地方債の借入に対し制限されることとなります。

本町の平成30年度の実質公債費比率は、12.1%（前年度比0.9ポイント増）となっている。

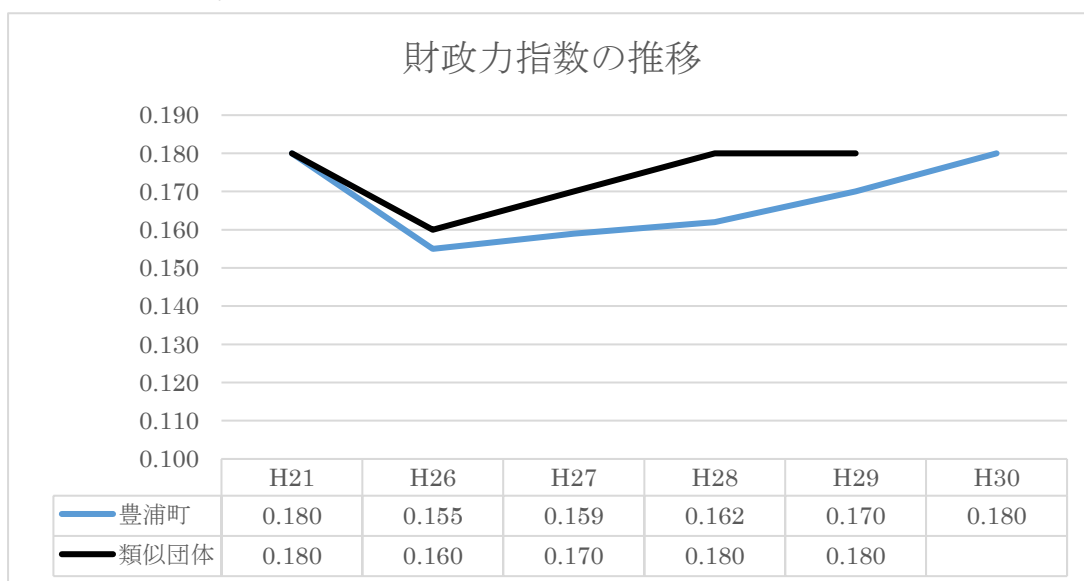


(3) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

なお、当該指数は大きいほど財源に余裕があるものとされており、単年度の指数が「1.00」以上の場合は、原則として普通交付税は交付されない。

本町の平成30年度の財政力指数は、0.180（前年度比0.10ポイント増）となっている。



IV 財政見通し（令和2年度～令和6年度）

1 推計方法

財政見通しの試算方法については、直近の令和元年度一般会計当初予算額をベースに試算することとするが、歳入歳出予算における特殊要因は後年度にできるだけ反映しないこととし、各科目における推計方法は次のとおりとしている。

【歳入】

科目	推計方法
町税	令和元年度当初予算額をベースに人口ビジョンに基づいた人口割で算出する
地方譲与税	令和元年度当初予算同額に森林環境譲与税分6,000千円加算する
利子割交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
配当割交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
株式等譲渡所得割交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
ゴルフ場利用税交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
地方消費税交付金	令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)による影響があるものとし、令和元年度当初予算から地方消費税増額分を見込んでいる(1.7%→2.2%)
自動車取得税交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
地方特例交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
地方交付税	普通交付税は令和元年度の交付決定額を基準に人口ビジョンによる人口比+公債費増額分と、国保病院の救急告示による加算分を見込む 特別交付税は令和元年度当初予算同額を見込む
交通安全対策特別交付金	令和元年度当初予算同額を見込む
分担金及び負担金	令和元年度当初予算同額を見込む
使用料及び手数料	令和元年度当初予算同額にバイオガスプラントに係る手数料相当額を加算する

国庫支出金	投資的経費・扶助費等に係る国庫支出金及び道支出金については、現行制度が継続するものとして、過去5か年の平均額で見込む
道支出金	
財産収入	財産運用収入は、町有地の経常的な貸付収入を見込む。財産売却収入は見込まない
寄附金	令和元年度当初予算同額を見込む
繰入金	基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金は見込まず、まちづくり基金等の特定目的基金を活用する。
繰越金	該当する予算がないため見込まない
諸収入	経常分は、令和元年度当初予算同額にバイオガスプラントに係る売電等の収入分を加算する
町債	臨時財政対策債は、今後も制度が継続するものと仮定して令和元年度実績を勘案し、普通交付税と連動した額を見込む

【歳出】

科目	推計方法
人件費	令和元年度当初予算ベースで試算。 職員人件費については、現行の給与水準と定員適正化計画による職員数に基づき試算。（人数は現状のままなので、昇給分の2%ずつ加算する）会計年度任用職員分も加算する
扶助費	令和元年度当初予算をベースとするが、幼児教育無償化や介護給付費などの影響があるものとして推計する
公債費	過去に借り入れた地方債の償還額に毎年度、適債性のある事業について交付税算入のある有利な地方債を借入るものとして、償還額を推計する
物件費	令和元年度当初予算をベースにバイオガスプラントに係る費用を加算する。また会計年度任用職員相当額は人件費に計上するため減額する
維持補修費	令和元年度当初予算同額を見込む

補助費等	補助金については、令和元年度同規模で推移するが、広域連合への今後の負担金を加算する
投資的経費	道路や施設の改修費等の経常的な事業に加え、各施設における個別修繕計画分も考慮及び今後計画予定の事業についても見込む
積立金	令和元年度当初予算同額を見込む
投資及び出資金	令和元年度当初予算同額を見込む
貸付金	令和元年度当初予算同額を見込む
繰出金	国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者保健事業特別会計など高齢化や社会情勢の変化、国の社会保障対策など影響を踏まえた上で見込む。また会計年度任用職員に伴う増額分を加算する
予備費	令和元年度当初予算同額を見込む

2 財政見通し

一般会計歳入・歳出の財政見通し（令和2年度から令和6年度）

（1）何も対策を講じない場合

令和元年度予算をベースとして、令和2年度以降は何も対策を講じない場合を想定しており、歳入・歳出の乖離額は、基金繰入金として試算したものである。

歳入・歳出との乖離額は、令和2年度では310,200千円となり年々乖離額は大きくなり、令和6年度では428,428千円と令和2年度と比較すると118,228千円増額となる。

基金からの繰入が毎年嵩むことで、基金残高は、令和2年度末では2,797,699千円となり、令和6年度末では1,245,465千円となる。5年間で1,552,234千円となり何も対策を講じないと令和9年度には基金残高は0円となる見込みである。

【歳入】

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町税	393,417	392,086	390,755	389,424	388,093	386,762
譲与税・交付金等	173,260	186,760	194,260	201,319	201,319	201,319
地方交付税等	2,090,000	2,167,862	2,198,536	2,263,788	2,270,374	2,258,606
国・道支出金	657,565	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
使用料及び手数料等	183,754	190,403	205,479	212,408	224,020	224,020
繰入金	606,692					
繰越金	1					
町債	629,011	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000
その他	144,300	137,298	141,561	141,561	150,433	150,433
歳入合計	4,878,000	4,124,409	4,080,591	4,158,499	4,184,239	4,171,140

【歳出】

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	612,064	738,458	755,324	755,733	762,650	769,705
扶助費	343,421	344,417	345,413	346,409	347,405	348,402
公債費	596,673	652,182	705,005	807,225	825,637	817,828
義務的経費	1,552,158	1,735,057	1,805,742	1,909,368	1,935,693	1,935,935
投資的経費	349,277	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
物件費	811,164	703,733	710,047	710,047	716,360	716,360
補助費等	1,206,707	639,619	539,619	539,619	549,619	569,619
繰出金	828,513	881,031	910,302	895,666	898,547	901,485
その他	130,181	125,169	125,169	125,169	126,169	126,169
歳出合計	4,878,000	4,434,609	4,440,879	4,529,869	4,576,388	4,599,568

乖離額(歳入-歳出)	0	▲ 310,200	▲ 360,288	▲ 371,369	▲ 392,149	▲ 428,428
-------------------	----------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(2) 対策を講ずる場合

*令和2年度財政見通しの留意点

令和2年度財政見通しの積算に当たっては、令和元年度当初予算を積算のベースとするとともに、主な留意点を以下に示すこととする。

物件費及び繰出金は一律5%削減、補助費は10%削減を行う。

「社会保障と税の一体改革」に係る今後の社会保障制度改正の影響については、その詳細が不透明なことから、現行の制度を基に試算している。

今後の公債費の増額が見込まれることから、令和元年度末以降地方債残高を減額させるため公債費（起債償還額）より少なく地方債を借入するように制限を行う。

*令和3年度以降の財政見通しの留意点

令和3年度以降も、歳入・歳出の乖離額を少なくするため引続き対策を講じる必要があり、物件費及び繰出金は一律3%削減を行っていく。補助費は令和3年度も引続き10%削減を行い、令和4年度以降は令和3年度ベースで試算する。

地方債の借入について、引続き公債費以下とするため借入額の制限を行う。

上記のように対策を講じることにより、歳入・歳出との乖離額は、令和2年度では158,418千円となり151,782千円削減することができ、また令和6年度では74,687千円となり353,741千円削減することで乖離額は小さくなり、令和2年度から令和6年度で83,731千円減少できる。基金残高は令和2年度で2,949,481千円となり、令和6年度末では2,552,859千円となる。

対策を講じた場合の歳入・歳出見込額

【歳入】

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町税	393,417	392,086	390,755	389,424	388,093	386,762
譲与税・交付金等	173,260	186,760	194,260	201,319	201,319	201,319
地方交付税等	2,090,000	2,167,862	2,198,536	2,263,788	2,270,374	2,258,606
国・道支出金	657,565	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
使用料及び手数料等	183,754	190,403	205,479	212,408	224,020	224,020
繰入金	606,692					
繰越金	1					
町債	629,011	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000
その他	144,300	137,298	141,561	141,561	150,433	150,433
歳入合計	4,878,000	4,124,409	4,080,591	4,158,499	4,184,239	4,171,140

【歳出】

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	612,064	738,458	755,324	755,733	762,650	769,705
扶助費	343,421	344,417	345,413	346,409	347,405	348,402
公債費	596,673	652,182	705,005	807,225	825,637	817,828
義務的経費	1,552,158	1,735,057	1,805,742	1,909,368	1,935,693	1,935,935
投資的経費	349,277	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
物件費	811,164	668,546	654,615	634,976	621,689	603,039
補助費等	1,206,707	614,449	489,280	489,280	499,280	519,280
繰出金	828,513	839,605	842,810	803,755	782,271	761,404
その他	130,181	125,169	125,169	125,169	126,169	126,169
歳出合計	4,878,000	4,282,827	4,217,615	4,262,547	4,265,102	4,245,826

乖離額(歳入-歳出)	0	▲ 158,418	▲ 137,024	▲ 104,048	▲ 80,863	▲ 74,687
-------------------	----------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------

3 財政見通しの概要と課題

(1) 歳入見通しについて

歳入のうち一般財源は、税率引上げによる地方消費税交付金の増加を見込む一方、根幹をなす町税は、施設整備による固定資産税は増額するものの、漁家の所得が不透明なことからほぼ横ばいの推移を見込んでいる。このため、一般財源が大幅に増加することはないものと考えられる。

国・道支出金は、扶助費の増加や投資的経費に係る事業の実施状況に応じておおむね増加傾向で推移するものと試算している。

(2) 歳出の見通しについて

歳出のうち義務的経費の人件費は、定年退職者が出るものの再任用制度により職員は減らず、地方創生関連事業等の業務増により職員の補充を行うことにより、微増であるが増加傾向で推移するものと試算している。令和2年度からの会計年度任用職員相当額も加算している。

扶助費は、障害者自立支援給付等により増加するものが見込まれ、また、幼児教育・保育の無償化などにより微増するものと試算している。

公債費は、令和元年度以降はバイオガспラント整備事業のほか、今後予定される大規模建設事業等に係る町債の償還により増加に転じ令和5年度には年間償還額のピークとなり、義務的経費全体では増加傾向で推移するものと試算している。

物件費は、支出内容の見直しにより微減で試算している。

繰出金は、高齢化の進展などにより一般会計から国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者保健事業特別会計等への繰出金は会計任用制度職員加算額以外を微減で試算している。

投資的経費は、債務負担に係る経費のほか、その他の事業に係る経費を合わせて試算している。

(3) 町債残高の見通しについて

町債の年度末残高は、当該年度の町債の「借入額」が「元金償還金」を上回る場合に増加することとなる。

今回の財政見通しにおける投資的経費の状況等から町債の借入額が公債費（元金償還額）を上回らないように、今後は各年度での借入額を据えおくことにより町債残高は令和6年度末には5,314,530千円となり、平成30年度末残高と比較すると2,396,145千円減額される。

(4) 財政見通しの課題

本町の財政見通しは、歳入・歳出かい離額のとおり、各年度において、歳出に対して歳入不足が生じていることから、前ページによる措置によって令和6年度のその額は74,687千円になると試算している。

基金の残高は、平成30年度末時点では3,714,591千円であり、令和6年度末では2,552,859千円に、財政調整基金を除いた残高は2,052,859千円となり、今後も50,000千円以上繰入する見込みであるため引続き支出の制限を続けて行う必要がある。なお、財政調整基金は令和元年度での取崩額、積立金、決算剰余金を見込んだ残額は659,330千円である。後述で記載するが、税収の急激な落ち込みや災害等の不測の事態への備えとして、年度末におい5億円以上を常に確保できるよう努めるため、令和4年度以降は繰入れしないこととする。

昨今の経済状況や社会情勢は著しく変化していることから、それらの財政運営に及ぼす影響等にも柔軟に対応するとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要にも的確に対応する必要がある。

上述したように一般財源の大幅な増加が見込めない中においても、町政運営を停滞させることなく適切に対応しなければならないことから、財政調整基金等の不測の事態に対応できる財源の確保に努めることも重要である。

これらのことから、新たな行政需要に的確に対応するためには、①財政構造の弾力性を確保すること、②財政運営の安定性・継続性を確保することにより、健全で持続可能な財政運営に取り組む必要がある。

【基金の残高推測】

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基金全体	3,107,899	2,949,481	2,812,456	2,708,409	2,627,545	2,552,859
財調基金	659,330	559,330	500,000	500,000	500,000	500,000
財調以外	2,448,569	2,390,151	2,312,456	2,208,409	2,127,545	2,052,859

※令和4年度以降は、財政調整基金からの取崩しは0円としている。

【今後の経常収支比率・実質公債費比率の推測】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	82.9%	78.8%	77.2%	76.8%	74.9%	73.0%
実質公債費比率	12.5%	13.9%	14.5%	15.5%	16.4%	17.0%

(参考) 平成30年度決算における

経常収支比率 78.9%

実質公債費比率 11.2% (平成28年度～平成30年度の3か年平均)

V 財政見通しの課題等に係る対応策

財政見通しにおける歳入・歳出かい離額は、歳入では町税収入がほぼ横ばいで推移する等、一般財源の大幅な伸びが見込めない一方で、歳出では少子高齢化の対応に係る経費や公債費の増加等により拡大する見込みとなっている。

また、地方財政においては、地域の活性化とともに国と地方で歩調を合わせた歳出改革を通じて、持続可能な地方財政制度の維持が求められている。

このような状況下、本町の財政運営についても財政構造の硬直化を示す経常収支比率は70%台にあることから、今後も健全な財政運営に努める。また、財政見通しにおいても歳入・歳出かい離額は、年々増加するものと試算されていることから、財政の健全性を確保するために早急な対応が必要と考えられる。

このようなことから、前述した2つの視点により現状で考えられる対応策及びその取組みを以下に示すこととする。

1 財政構造の弾力性の確保

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、段階的な低減を図ること

(1) 自主財源の確保

①町税収入の確保

歳入の根幹である町税について、第1次産業の持続的な発展、優良企業の誘致や商工業の発展、活性化を支援することなどにより、長期的な税収の確保に努める。

②町税等徴収金の収納率の向上

決算における町税及び使用料等の収入未済額については、これまでの徴収対策等により減少傾向で推移している。負担の公平性の観点から、徴収対策を引き続き推進し、収納率の向上を図り、財源の確保を図る。

③受益者負担（分担金及び負担金、使用料及び手数料等）の適正化

受益者負担については、町民負担の適正化の観点などから、受益者負担の原則に基づき、減免制度や定期的に料金体系等の見直しを図る。

④新たな財源の確保

町が管理している公有財産の有効活用のほか、広告料収入等、引き続き新たな財源の掘り起しに努める。

(2) 経常的経費の縮減

①人件費及び扶助費の見直し

行政サービスの提供方法の見直し等に応じた職員数の適正化に努める。
(定員適正化の推進、時間外勤務手当の適正化など)

また、扶助費のうち、町単独事業や国や道の水準を上回って実施してい

る事業については、他町の状況等も勘案し、事業内容の見直しを図る。

②ランニングコストの縮減

施設管理経費については、その内の多くを委託料が占めるが、再度業務内容等の見直しを図るとともに、契約額の決定については、入札や見積り合せなどにより契約額の圧縮に努める。

また、公共施設の管理については、公共施設等総合管理計画の方針に沿った個別計画の策定をするとともに、施設毎に統廃合、運営方法の見直しなどにより施設管理経費の縮減を図る。

③事務事業の見直し

最少の経費で最大の効果を発揮し、さらには新たな町民ニーズに対応するため、既存の事務事業についてスクラップ・アンド・ビルドの観点から見直しを図り、真に必要な事業に対して限られた行政資源の配分に努める。

④補助金等の整理合理化

補助金等については、補助制度等の公益性や有効性を再検証することで交付目的を明確化し、廃止または統合、交付率及び交付額の縮減、交付期間に終期を設定するなどの見直しを図る。

特に町単独補助金並びに国・道制度の金額の上乗せ及び対象の拡大等を行っているものについては、その効果等を再度検証し、その縮減に努める。

⑤公債費（元利償還金）の償還方法の見直し

公債費の償還について、起債償還にあたり最初数年間の元金償還における据置期間を見直しすることで利子額の償還額が減額できる。ただし、元利償還額が一時的に前倒しで支出されることから前年度から増額しないような調整を行いつつ、公債費が令和5年度にピークとなるので実質公債費比率の18%を超過しないよう令和6年度以降で実施していく必要がある。

（3）特別会計等の自立性の促進

①特別会計の独立採算化

特別会計については、「独立採算」または「特定の収入による事業の実施」の原則を踏まえ、国等の示す繰出し基準内での運営が可能となるような経営に努める。

2 財政運営の安定性・継続性の確保

(1) 基金の適正な運用

①財政調整基金年度末残高5億円以上の確保

財政調整基金は、近年の予算編成において1億円以上繰り入れている状況を考慮するとともに、税収の急激な落ち込みや災害等の不測の事態への備えとして、年度末において5億円以上を常に確保できるよう努める。

②積立基金の活用

積立基金の設置目的を踏まえた積立金の有効活用を図る。

(2) 計画的な施設整備事業の実施

施設整備事業の実施に当たっては、公共施設等総合管理計画の方針により策定する個別計画に沿って事業を進めるほか、国庫・道補助金の確保に努めるとともに、事業の効果や整備期間等について十分に検証し、計画的な整備に努める。

事業の目的や効果を損なわない範囲での施設規模・設備内容の見直しを図り、経費の圧縮に努めるとともに、施設整備後の維持管理費用や補修経費についても勘案し、ランニングコストを圧縮することができる施設整備に努める。

また、既存の個々の施設について町有財産全体の中での位置付けを明確にし、長期的な展望に立って、既存施設の再利用や転用、長寿命化などにより現有資源の有効活用に努める。

(3) 町債活用の適正化

町債は、普通建設事業を行う上で必要な財源として、また、世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るため、有効に活用する必要がある。

一方で、過度の町債の活用は、後年度に過重な負担を強いることになるので、事業の選択、実施時期の精査、償還計画や普通交付税基準財政需要額への算入状況、残高見込み等も勘案しながらより慎重に対応し、後年度の公債費の増大の抑制に努める。

(4) 町有財産の適正な管理・運用

現在所有している土地・建物等を有効活用するとともに、公共的利用の見込めない土地等については、売り払うなど財産の利活用を図る。なお、未利用地の処分については、一時的な売却収益が見込めるだけでなく、固定資産税等の町税収入の確保が図られるとともに資産管理に係る経費の削減が見込めるので、積極的かつ計画的な対応に努める。